

国立市生活保護行政等運営審議会条例案

上記の議案を提出する。

令和 3 年 8 月 2 7 日

提出者 国立市長 永 見 理 夫

(説 明) 国立市生活保護業務適正化に関する調査検証委員会の答申を受け、継続的に生活保護行政等の運営について客観的かつ公平な立場から調査及び審議を行うため、国立市生活保護行政等運営審議会を設置するものである。

国立市生活保護行政等運営審議会条例案

(設 置)

第 1 条 市の生活保護行政等の運営について、客観的かつ公平な立場から調査及び審議を行うため、国立市生活保護行政等運営審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長からの諮問に応じて、次に掲げる事項について調査及び審議を行い、その結果を市長に答申する。

- (1) 生活保護行政の運営に関すること。
- (2) 経済的理由その他の理由により生活に困窮している者の相談支援業務の運営に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、生活保護行政等に関して市長が必要と認める事項

(組 織)

第 3 条 審議会は、委員 5 人以内をもって組織する。

2 委員は、法律、行政、福祉等に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(任 期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会 長)

第 5 条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代理する。

(会 議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 審議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第 7 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶 務)

第 8 条 審議会の庶務は、健康福祉部福祉総務課において処理する。

(委 任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(国立市生活保護業務適正化に関する調査検証委員会条例の廃止)

2 国立市生活保護業務適正化に関する調査検証委員会条例（平成 31 年 3 月国立市条例第 2 号）は、廃止する。

(国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

3 国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例(昭和49年11月国立市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第2条第56号を次のように改める。

(56) 生活保護行政等運営審議会委員

別表第2中

「生活保護業務適正化に関する調査検証委員会委員」を

「生活保護行政等運営審議会委員」に改める。